

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

市町村名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
高島市 （旧朽木村の 区域に限る）	新增設 2,700 超 （土地については 1 年以内 の建設着手）	—	課税免除	固定資産税	3 年間
高島市（全域）	※地域経済牽引事業促進法 第 13 条第 4 項または第 7 項 の規定による同条第 1 項に規 定する地域経済牽引事業計 画の承認を受けた者	—	課税免除	固定資産税 （土地、家 屋、構築物）	3 年間
高島市（全域）	※生産性向上特別措置法第 40 条第 4 項に規定する先 端設備等導入計画の認定を 受けた者 取得価格 機械装置：160 万円以上 工具：30 万円以上 器具備品：30 万円以上 建物附属設備：60 万円以上 （売電目的の太陽光発電施 設は対象外）	—	課税標準額 をゼロ	固定資産税 （償却資産）	3 年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

市町村名	条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高島市	高島市企業誘致 条例	H31. 3. 26 改正	○新增設 投下固定資産総額 5,000 万円以上 新設の場合、新規雇用 3 人以上 増設の場合、新規雇用 3 人以上 （いずれも市内居住者）	企業立地助成金 ○投下固定資産に対する固定資 産税の 1/2 以内 ○法人市民税の均等割額の 1 / 2 以内 （いずれも 3 年間） 雇用促進助成金 ○新規雇用の市内従業員 1 人あ たり 10 万円（市外からの転出者 および障害者は 20 万円） （限度額 1,000 万円）

			<p>地域農林水産品活用助成金</p> <p>○設備投資に地域林産品を活用する場合、10%以内（限度額 500 万円）</p> <p>○地域農林水産品を原材料として活用する場合、仕入価格の 20%以内（単年度の限度額 100 万円）（3 年間）</p>
			<p>工場等誘致促進助成金</p> <p>○工場等の新設または増設に伴う道路や上下水道、水路等の公共的施設の整備にかかる費用の 1 / 2 以内</p> <p>○工場等の新設または増設に係る費用に応じて限度額が異なります。</p> <p>200 億円以上⇒1 億円</p> <p>100 億円以上⇒5 千万円</p> <p>50 億円以上⇒3 千万円</p> <p>5 億円以上⇒1 千万円</p>
高島市企業活動支援奨励金交付要綱	H31. 4. 1 制定	○平成 28 年 1 月 2 日から平成 30 年 1 月 1 日までに取得された投資に係る分が対象（売電目的の太陽光発電施設は対象外）	<p>設備投資奨励金</p> <p>○新規設備投資に対する固定資産税の 1 / 2 相当額を 3 年間支援</p>
		<p>○1 月 1 日を基準に 1 年間で市内従業員を増員した企業</p> <p>10 人以下の企業 市内従業員数が 1 人以上増加</p> <p>11～20 人の企業 市内従業員数が 2 人以上増加</p> <p>21 人以上の企業 市内従業員数が 5 人以上増加</p>	<p>雇用増進奨励金</p> <p>○市内従業員数を増員された企業に対して増加した従業員 1 人あたり 10 万円を交付（市外からの転出者および障害者は 20 万円）</p>